

# ロシアの親族法

岩 田 新

“La Famille en Russie Soviétique, étude historique et juridique”, par Pierre Chaplet,  
Paris, 1920, p. p. XX + 388.

## 緒 言

東京商科大学研究年報の編輯委員から拙稿を徵發せられたことは、裡苦しい光榮であるが、徵發條件の一として、年報のために研究を起こすのは不可であるといふことであつて、既に研究し續けて來たものの中から、年報委員の要望を満たすべきものを擧げて應酬せよと、いふことである。これは少し難題のやうにも思ふ。私にもいくらかの研究の持ち合はせがないわけではないが、今回年報委員から命令せられた款件に適合するものは、殆ど全部拙著「占有理論」の稿中に收められたのであつて、實際私は過去七年の間全然占有法の研究に没入してをつたので、その私が今ま本年報の一部を借用して、占有理論の蒸し返しをやることを學問的興趣と感ぜない限りは、はたと私は年報委員の親

切な強制に面して當惑するより外はなかつた。その困惑が私をして前掲シャブレ氏のロシア親族法の批評に筆を染めしむことになつたのである。その理由は單純に、當時私は本書を漫讀しつつあつたからといふ丈である。

私が本書の批評を思ひ立つた理由はかくのごとく簡單なものである。従つてそれは私の學問的要求から湧き出たものではないことを、卒直にお斷りして置きたい。親族法の研究は私の民法研究における最後の事業として企ててをるものであり、それは未だ僅かに準備時代に在るものであつて、漸く財産法に關する根本研究の發表に著手したばかりの今日において、親族法に關する私見を公開することは、決して私の本意ではないのである。唯だ私は現在の素養において如何に本書を理解したかを、私は學界に向つて告白し、現在抱いてをる臆説と疑問とを提出しておいて、その解決は他日親族法の研究に専念する時に譲りたいのである。讀者は何卒、この微意の存するところを、諒とせられたい。

本書はリヨン比較法研究所の研究叢書の一として發表せられたものであり、同研究所は知らるるごとく、ランペール、パトイエ、アントネリ、ギャボー、ルビエのリヨン大學の諸教授によつて構設せられてをるものであり、本書の著者は同大學のドクトルで、現にリヌヌ控訴院の辯護士をしてをる人であつて、この研究に對しては、リヨン大學のパトイエ教授と、リヌヌ大學のショーゾー教授とが、序文を書いてをられるのである。今まそのパトイエ教授の序文から、本書が公表された經過を記述した部分を引用すると、かうである（序文七頁以下）。――

著者シャブレ氏は、フランス法律學の新興時代において、ソヴェト立法に關する重要な研究を爲した第一人者であり、その研究は、リヨン比較法學研究所の設立者ランペール教授の意見により、最初は近東、極東、及び兩アメリカ

に關する著述の中に屬せしめられたが、後にバトイエ氏のソヴェトロシア民法の翻譯(一)が比較法學叢書の一編として發表せらるるに及び、シャブレ氏の著書も亦た同叢書の一編として採用せらるるに至つたのである。かう述べてから、バトイエ教授はロシア革命後に關する記述を爲し、終りに、シャブレ氏がその研究を爲すにあたり、ロシアの古代社會における親族生活の規則及び形式に關する文學上の記録を適切に利用したこと、並に革命より以前におけるロシア立法例の法文について報告することを怠らなかつたことを、述べ、シャブレ氏によつて與へられたソヴェト民法典の法律的解釋を評價する力はないが、その詳細で有力な敘述、純粹で容易な形式を味ふことはできるので、予は革命立法をすべて前代の慣習及び立法と比較することは、學徒をして最も正當なる理念を形成せしむるに適當なものと思ふ旨を、説いてゐる(序文一二頁)。

(一) *Les Codes de la République Russe des Soviets, 1er. part.: Code de la famille, trad. par J. Petouillet, 1925 et 1926.*

バトイエ教授の言ふがごとく、革命前の慣習及び立法と、革命立法との比較研究の行はれてゐることは、實に本書の價值ある特色を爲す點であつて、特にソヴェト立法者が殆どすべての傳統を破壊し盡くさむと努力したにも拘はらず、親族關係の法規においては、むしろ古い慣行上の規則がその儘に又は形を變へて、流れ込んだものの意外に多いことの指摘されてゐるのは、吾々が本書によつて學ぶことのできた最も著大なる收獲である。また假令ソヴェト立法者が完全に古い傳統を蹴てしまつた場合でも、その法文の運用には依然既存の慣習が強い効果を及ぼすべきことは、甚だ想見しやすいところであつて、この意味から謂つても、慣行並に舊制度との比較研究は、ロシア新立法の眞意義を知るについて、最も貴重なる方便と謂はなければならない。そしてシャブレ氏が研究資料を採つてゐるところの文

獻は、廣い範圍の文學上の諸述作に及んでをるのであるが、就中、チャーデフ、ドストイエフスキ、ドモストロイ、コトシキン、オストロウスキ、トルストイ、ゴルキ、コルストフ、エリザベト・ディアコフ等、日本人にも熟知せられたロシア文學上の傑作からして、ロシアの貴族、農民、及び商人の生活を寫し出して、これによつて、如何にしてニヒリズムが起こり、また如何にして革命立法の諸規定が生まれたかを、洞察せむとしてをるのであるが、しかし同時に著者が影響を受けてをる最も顯著な文獻としては、前述コトシキンの著作の外に、アナトル・ルロワーボーリウ、及びバトイエの著書<sup>(二)</sup>であることを、明記しておきたい。

- (一) Kokochikine, *La Russie sous le règne d' Alexis Mikhaïlovitch*, St. Petersbourg, 1906; Anatole Leroy-Baulieu, *L'Empire des tsars et les Russes*, Paris, 4e. ed. t. 1, 1897; t. 2, 1898; Patouillet, *Ostrovski et son théâtre de moeurs russes*, Paris, 1912.

著者がこれらの文學上の述作と對比して取り扱つてをるロシアの法律は、革命前のものとしては、一八三三年のロシア帝國法典(*Svod Zakonov Rossniskai Imperii, Corpus des lois de l'Empire de Russie*)であり、著者はこれをスズド(*Svod*)と略稱してをる。革命後のものとしては、一九一七年以後の諸命令を引き合ひに出されてをるが、主としては、一九二三年の民法、及び一九二七年の改正親族法である<sup>(三)</sup>。これ等の法典の成立の沿革については、既に吾が國にも熟知されてをるところではあるが、著者シャブレ氏の敘述に従つて、下に簡単にその經過を記すことにする(三四頁—四二頁)。

- (三) 著者は帝政法典に關しては、往々にしてその起草者スベデンスキの言辭を引用し、また革命法典に關しては、屢ばその起

草者ゴイシバルグの説明を引用してをる。

ロシア法律編纂の名譽はニコラス一世に歸すべきものであつて、同帝はロシアのエスチニアンであり、その編纂委員長たるスベデンスキはロシアのトリボニアンである。この法典の特色は、獨立に新法典を建設する代りに、既存の立法の法典を註釋したことであつて、その方が遙かに努力も容易であり、そしてその内容も前存のカテゴリナ法典やアレキサンダー一世の立法よりは、餘程穩和なものであつた。この註釋は一八三〇年からして發表せられ、ロシア帝國法律全集 (Polnoe Sobranie Zakonov Rossukai Imperii, Recueil complet des lois de l'Empire de Russie) と呼ばれてをつたが、一八三三年に法典として、前記のごとく、ロシア帝國法典 (Svod) の名を冠して、公布せられたのである。その内容は千五百章に別たれ、六萬箇條以上の法文を包含してをつた。その後に至り、アレキサンダー二世の下に民法編纂の企てがあり、一八六四年に四千六百條から成る民法法典を編纂せしめた。ボーランドには大體フランス民法が行はれてをり、ファンランドではスエデンの法律が行はれてをる状態であつたが、一八九七年に至つてこれら種種な立法を廢止せむとする夢想があつた。いづれに拘らず、スヴドはロシアの國民法典として、存續してをつた(四)。

(四) 日露戰爭後においても民法改正の行はれたこと(特に一九〇八年及び一九〇九年)については、シャブレ氏は説いてゐない。だが革命前においては、大體スヴドの規則が行はれたことは、疑ひないところと思はれる。Kihanski, *Handbuch des gesamten russischen Zivilrechts*, Bd. I, Berlin, 1911; *Lehr, Eléments de droit civil russe*, 2 vols., Paris, 1877 et 1890.

革命後における、ソヴェト執行委員の手によつて行はれた立法としては、その最初のものは親族制度に關する法典

編纂であり、詳言すれば、戸籍に關する法律、婚姻、親族、及び後見に關する法律が、一九一八年九月一六日の命令となつて現れた。次いで一九二〇年九月二日の命令、並に一九二一年一月二七日の命令により重要な改正が行はれ、續いて一九二二年及び一九二三年の法典中に編入された際にも、幾分の變更が行はれたが、しかし主要部においては一九二二年一月三十一日の第九ソヴエト會議の宣言中に、レニンによつて布告せられたものが残つてをる。そして經濟的再建を宣言した一九二二年五月二二日の命令を経て、同年十一月一二日の、民法の施行に關する法律となり、更に翌一九二三年一月一日の民法及び親族法となつたのである。これら諸法編纂の委員長はアレキサンドル・ゴイシバルグであつて、特に親族法に關しては氏の書いた註釋がある。然るにこの一九二三年の法典は施行後幾何もなくして改正の必要が起こつた。蓋し同法は餘りにも簡單であり、餘りにも單調であつて、革命後の若い傳統においても、一層に個人の自由な意思を表示せしむべき必要があつたし、同時に又た特に婚姻を登録し、及び戸籍吏の面前において一定の形式を踏ましむべき必要があつた（四〇―一頁）。かくて婚姻の登録及び形式に關する立法が提議せられ、これに對しては農民の側からの反對もあつたが、結局一九二三年の親族法は大部分改正されることになり、別に戸籍に關する規則を別章として附加し、一九二六年一月一九日をもつて公布され、一九二七年一月一日から實施されることになつた。これが一九二七年の親族法であつて、今日のロシア全領土における現行法である。この改正法を仕立てあげた人には、パンロシア中央執行委員長カリニンと、及び同執行委員秘書官キセリスの名が擧げられてをる。

著者シャブレ氏はロシア古來の傳統と、及び帝政時代の諸法規とを對照しつつ、ソヴエトロシアにおける親族法の内容を解説してをるのであるが、傍ら氏はローマ法以來、特にフデンス法における私法の諸原則と、ロシア法との比

較を爲すことをも、怠つてはゐないのであつて、就中、婚姻に關するローマ法及び寺院法の法制を説き（一五三—八頁）、そしてそれ等の法制の中世ロシアに及ぼしたる影響を述べ、婚姻の效力に關しては、ローマ法以來二個の原則の行はれたことを説き、それは妻の無能力と、及び夫の權力とであつたとし（一八七頁）、親子關係については、フランスの私生子問題に論及し（二三六頁）、ローマの家長權を説明し（二三八頁）、今日のフランス民法の下における見解を引用し（二三九頁）、後見及び保佐の制度に關しても、古代法がゲルマン法並にロシア法の影響の下にあつたことを論じて、テオドシウス法典、エスチニアン法典の見解について、論述してをる（二九〇頁）。これらは勿論必要なる用意であり、その敍説は餘り達觸したものではないけれども、一般的意義において穩當に成功せるものである。フランス法の權威としては、本書においても、多くのフランス人の著書におけるがごとく、プラニオルが度多く引用せられてをる外に、ボンヌキヤーズも擧げられてをる（五）。

(五) Planiol, *Traité du droit civil français*, 3 vols.; *Bonneese, La philosophie du Code Napoléon appliquée au droit de famille* (De Boccard).

シャブレ氏の著書の内容は四章から成つてをり、第一章は親族問題と革命との關係を説いたもので、第一節において、ロシアの國民性と、その強い宗教心と、そしてその宗教心が家族制度並に今次の革命に及ぼした影響とを説き、第二節において、更にその革命精神がソヴェト立法において實現せられて往つた次第を説いて、既に上に紹介したるとき、一九二三年の親族法と、同法典に對する改革案の經過と、及び一九二七年の新法典、並にその後の判例の作用を述べて、同法典が國民の改宗運動の道具に利用せられたものであることを論じ、そしてその法律學上の價值を批判

してをる（九頁―六〇頁）。

第二章はロシア國民と親族と題し、第一節において、過去における親族制度の風俗並に慣行を説明し、女子の劣等視せられたこと、家子の地位も奴隸的であつたことを述べ、第二節において、舊來の傳統の廢滅を説き、貴族と他の階級との分離、貴族階級における解放と、その風俗に及ぼした影響、就中ニヒリズムの勃興について論じ、その結果として家長權の否定せられたことを述べてをる。そして一面においては、それは婦人問題となつて現れ、貴族間における女子の解放となり、女權論の擴張となつたのであるが、また他面においては、家長の專制權力濫用の結果、家長と家子との乖離となつて現れ、家族制度の危機を醸したことを、説いてをる（六一―一五二頁）。

第三章は本書の主要部分であつて、親族に關するソヴェト法典と題して、その第一節において婚姻を説き、第二節において、親子及びその他親族關係によつて結合せられた者の相互の關係と題して、親族の範圍、扶養義務、その他の効果を説き、第三節において後見及び保佐を説明してをる（一五三―三三六頁）。これらの中でも婚姻と親子關係とが、著者の最も力を籠めた部分であり、その他の親族關係に關しては、扶養義務をもつて親族の範圍を決定する標準としてをつて、從つて親族の範圍は頗る狭いこと（二七六頁）、又た後見及び保佐に關しては、後見人又は保佐人となる者は原則として父母その他の親族であるけれども（三〇九頁以下）、後見又は保佐を司る國家の行政機關の干渉を受けることが、その特色であるといふこと（三〇六頁）が、その最も主要なる論點であつて、その外には本評において、特に紹介すべき部分は見出ださない。

最後に第四章は戸籍の手續に關し、記述も簡單であり、そして殆どすべてソヴェト立法の解説である（三三七―三

五三頁)。既に一言したるごとく、特に一九二七年の法典に至つて、形式的手續が重要視せらるるに至つたことの外には、本章の部分中筆者の紹介すべきものがないやうに思ふ。

以上がシャブレ氏の著書の外觀的大要であるが、以下にその内容について梗概を紹介しつつ、杜撰なる略評を試みたいと思ふ。それは大略シャブレ氏の順序に倣つて、先づロシア親族制度の古來今日に至る迄の變遷に關する概觀を與へ、次に各論的説述としては、婚姻と親子關係との二部門に分けて、考察を試みたい。その他の親族關係、後見並に保佐、戸籍手續の三者は、原著においても簡略されてをり、主要な部門ではないからして、他の章の説明中に觸説する必要がある場合の外は、これに獨立の章節を與へて説明することは、本評においては省略したいと思ふ。

かく從來の各國立法例と同一の名稱をもつて呼び、同一の章別の下に序列されうべきソヴェト親族法が、その實質的には如何に在來の法觀念を逸脱し、殆ど傳統的法理に對して角笛を吹くものであるかは、本書を一讀した者の最も明瞭に感知しうるところである。元よりこの破天荒な立法が果して能く國民の實生活中に根付くであらうか否かは、未だ今後の永い經過に徴せなければならぬことではあるが、事の成否は別としても、かくのごとき立法事業の行はれたといふことは、單にそれ丈でも人類の歴史上の存在としての一驚異である。その意味においては、ソヴェト立法家の異常なる努力を否定することはできない。

## 第一項 總 說

シャブレ氏がその著書において力説せむとしてをる要點は、ソヴェトロシアの法律が前代未聞の強烈な理想主義の作品であるといふことであつて、近世の實證論的科學方法の旺盛して往く間に在つて、ロシア革命家は殆ど現實に介意せざるがごとくに、驀地にその極烈なる理想を宣傳することに努めた。一億餘のロシア民衆がその試金の材料に供せられたのである。このことを著者は激烈な筆致でもつて、既に序文中に開示してをる（五一六頁）。――

『――これ蓋しレニンの冶金術がブルジョワに對する輕蔑をもつて呼ぶところであつて、詳言すれば、すべての彼れ等から異つた制度を反撃しない者は、自ら故意にコムニズムにつき一の偽りの理念を抱くものとする。大國を覆した歴史上の出來事に對しては、彼れ等は單純に批評することを許さない態度を採つてをる。彼れ等は恰もそれを考へることを忽せにしてをるかのごとき様子である。彼れ等の輕蔑的な懷疑主義の中に、彼れ等はボルシェビズムをもつて恰も一の惡戯に類する疑問であると、考ふことを持つて満足してをり、そして無益に、これに一の極端な重大性を附着せしめて尊敬してをる。……彼れ等の狂信は、現實を信ずることを妨げるのであつて、そして較り適切に謂へば、彼れ等をして現實の眞の意義を知らしむることを、人が殊更に祕してをるのである。（改行）人はこの理想に信賴してもよからう。人は均しく争鬭と破壊との規則として採用してもよからう。何れの場合においても、選擇を爲す前に、先づそれを知ることが必要である。そして今や選擇することが吾吾の義務であるところの時代に、吾吾は居るのである。人は無賴者にこの反對せる二つの流れの間に留まることはできない。その一つは傳統的社會の基礎を保存することを目的として有するに反し、他の一つは社會の機構を有意的に破壊することを誓ふものである。人は今日ロシアにおいてカール・マルクスの學說が適用せられてをる結果を、期して待たなければならぬ。人はこれを一の夢幻

であり、超人的なユートピアであるに過ぎないと、考へてはならない。何となれば、それは事實の世界に現れたものだからである。それは百三十ミリオンの個人の政治的並に私的生活を支配してをるのであり、そしてもしもそれが永續するならば、更に範圍を擴張すべき恐れあるものである。』

然らば如何にして、この極端に非現實的な、人をして夢幻の思ひあらしむる程度の、反歴史的理想主義は能くロシアにおいて地上の現實となつて現れたのであらうか。マルクスはドイツに産まれながら、祖國を追はれて、イギリスに死んだ。ドイツ人はマルクスを容れるには餘りに疎い *Herrschaften* 嗜きの國民である。アングロ・サクソンともドイツ人の血が流れ込んでをる。かうしてマルクスの足跡を印した地域には終に行はれえなかつた彼れのコムニズムの學理が、一と度びレニンによつて體得せらるるに及んでは、忽ちにしてロシア全土を席捲する現實の力となつて驗示せられた理由は、これをロシア人自らの國民性の裡に發見せねばならぬことは、多言を要せずして明かなるところであらう。シャプ・氏の研究は這箇の消息を傳ふることにおいて最も適切なものであつて、氏も亦たロシアにボルシェビズムの現れたのはその國民性に基くと見てをり、ロシア人の素朴で宗教心に富んだ性質がその家長專制主義を産んだ母體であり、その專制主義に對する反抗にニヒリズムが育まれ、それが一皮脱いでボルシェビズムとなつたのであつて、その間に一貫して、ロシア人特有の宗教心が流れてをると解してをるのである。即ち現實を維持し、擁護する力は、ロシア人獨特の強烈なる宗教心である。そしてこれに對する反抗——従つて又た現在の宗教その者をすらも、あらゆる制度と共に破壊し盡くさねば已まない——ロシア人をして狂暴的な惑溺をもつて破壊に熱中せしむるものも亦た、彼れ等が祖先より繼承したるその強烈な宗教心その者なのである。

シャブレ氏は筆をロシア人の國民性に起こし、荒漠たる平原の中に位置し、數世紀間文明と隔絶して生活し、彼等の精神は本能的に宗教的であつた。宗教はロシア農民にとつて本質的なものであり、神なしには彼れ等は默的存在であつたであらうこと、燃料なく、照明なきと一般であつたらう。のみならず、神なかりせば、その家族的信頼も破壊せられたに違ひない。家父は幾分牧師の役目を帯びてをり、彼れの權力は底深い宗教的感情に基くものであつて、それは神聖な權利であり、これに對する反抗は、神に對する冒瀆であつた（九—一五頁）。ロシア人が若し早くから成文法律を有つてゐたとしても、それは一樣な慣習に従つて出來てゐたのであつて、その起源は中世の早い頃に遡るものである。ロシア人は貴族の權力をも承認してをり、貴族は社會の増大と共に必要となつた裁判規則を、法律の條文に従つて、指導することに盡力した。又たロシアには商人も存してをり、それは人民からの出であつて、無智と粗野とを保存してをつた。これらの貴族、商人、農民が、共に同じ遠い過去に出來た法律に服従し、保護せられてをつた。そしてその法律は宗教的榮光から生じた權力の原則の上に立つたものであり、その榮光こそ中世の全期を通じ、前世紀の終りに至るまでの、ロシアにおける社會生活を照射し、説明した權威であつたのである（六一—三頁）<sup>(六)</sup>。

(六) ロシアは早くから法律を有つてをり、而も單なる慣習法に止まらず、成文法を有つてゐたとされる（三二頁）。尙ほロシアにおける立法の沿革については、本書三二頁以下及び Faouillet, Préface à la traduction des codes soviétiques 參照。

かくのごとき社會事情の下において、そしてまた氣候や、奴隸制度の影響も加はつて、ロシアの家族制度は家長主義であり、絶對專制であつた。家父は王様（Kniaz）であり、支配者（gosudar）であつて、その家及び附近（dvor）に住んでをるすべての者の上に、その絶對の權力を行つた。家父の權力はすべての範圍に擴張せられ、如何なる權力

をも許さざるものであつた。皇帝の法と雖も犯しがたき、宗教的表情の上に立つところのものであつた（六七―八頁）。

以上のごとき社會事情は、大體においてビエル大帝が大改革を行つた頃まで続いたものと見られる。然るに西歐文明の影響を受けて、同大帝の改革が行はれるに及んで、ロシアは全く隔絶した二つの階級に分かれることになつた。

人民の大衆は古い傳統を忠實に守り續けてをり、無智な狀況から脱して貴族に追従しやうとはしなかつた。これに反して貴族の間には動搖が起こり、西方の風俗と慣行に刺戟され、特に革命哲學者の思想の影響を受けて、自國の現狀に満足しなくなつた。此處において反抗的な文學が盛に興こり、農民及び奴隸制度に對する抗議となり、その結果、一方には解放が行はれたけれども、他方に改革家に對する大壓迫となつて文學者、思想家が擧つてシベリアの野に追ひ放たれたのは、十九世紀前半における最も鮮彩な政治問題として、周知せらるるところである（一〇二―一一一頁）。これらの急激な社會的變動の間に、ニヒリズムが強い力をもつて生まれた。ニヒリズムはロシアにおいて、他のすべての文明國において嘗て存し、今も存する害惡、即ち當代の否定的且つ革命的精神の表現から、展開したものであつて、奥底においては、それは他のヨーロッパ諸國の革命主義の延長であるとシャプレ氏は見てをる（一一一―一二頁）。そして氏はニヒリズムの性質が國民的且つ宗教的であることを説いて、かう言つてをる（一一四頁）。――

『ニヒリズムは、すべての宗教の否定者であり、人民が底深く徹守してゐた信仰の敵であるが、それは魔の流れを信じてをり、そして無限の夢の世界を瞥見せしむるミスチズムの方へ、精神を傾けさせた。宗教と闘ひながら、ニヒリズムは實は宗教的原理に従つて行動したのであつて、その宗教的原理の綱則をニヒリズムは忠實と熱心とをもつて遵奉し、そしてこれに眞正な信仰を捧げた。それが高まると、これらの綱則を歡喜の狀態において維持し、彼れ等

の眼は複雑な光り、それは新時代の王座を宣示したものの方へ、向つた。ロシアにおいても、また常にそれは革命家の側にあつて、そしてその行動は恰も使徒の役目のごとく見えた。これと同じ現象が再び今日のコムニズムと共に現れてゐるのであつて、即ち古來の信仰の形式を攻撃しながら、レニニズムをもつて、國家の宗教と爲さむと、欲してゐるのである。『七〇八』

(七) 著者はニヒリズムの起源の古いことを説いてをり(一一五頁)、『そしてスヴドの著者スペヴァンスキがその友人に宛てた書簡中に述べた—“la contemplation mystique en fixant un point, plutôt le nombre” (De Vogue, Le Roman russe, p. 31) を引用してをる。』

(八) ニヒリズムとレニニズムとが共通の思想に立つてをることについては、著者は尙ほかうも言つてをる。『ニヒリズムはコムニズムの第一のスカディウムである。レニンはすべてを破壊した。それはチエルニエウスキの欲したところである。其處に新しい制度と概念とが置かれた。ニヒリストの方は、何によつて舊い事物の狀態に置き換へるべきかは知らなかつた。しかし彼れ等がロシアにおける恐怖すべき狂暴を演し、そして存在したすべてのものの廢滅を許容し、何等かの社會組織を受容すべき精神を準備したといふことは、疑ふことができない。』と(一一八頁)。

ニヒリズムの影響からして、後述するとき、自由戀愛の思想、擬制婚姻の制度が生まれた。それら方面においては、婦人問題が喚呼されることになつたのであるが、他の方面においては、家長の絶對權力が否定されることになつて、家父の權力濫用に對する反抗が起こり、終に家族制度の危機に瀕するに至つたのである(九)。

(九) 家族制度の危機を説明するために、著者は當時の文學上の述作を引用して、特にトルストイ、コルストフの諸著作を挙げ(一三〇—六頁)、『又た痛ましい當時の若い娘のモデルとしてエリザベト・ディアコノフを擧げてをる(一三六頁以下)』。

かくして革命前における悪い道德、悪い社會、悪い精神が大きなロシアの巨軀を嚙み碎き、全民族の上に永久のニヒリズムが擴がつてゐたことを示すために、著者はドストイエフスキを引用してをる（一五〇頁）。——

『ニヒリズムが吾々の所に現れたのは、吾々がニヒリストだからである。……如何に滑稽に驚いて吾々の賢人達がニヒリストの起源を探し求めるよ！ しかしそれは何處から來たのでもない。それは毎に吾々と共に在り、吾々の中にあり、吾々の間にあつたのだ。げに多くの祕密が吾々の前に、吾々を恐れしむる解決を待つより外はないやうに、現れてをる。人は信ずる。この進歩は彼れと共に、單に光りを伴ふのみでなく、また偽りと、不安と、悪い慣習と——それは多くのゼネダシオン以來、恐らくは二百年前の新時代以來の——からして、良い種が擧げられるであらうかと。だが、かうして待つてをる間に、恐ろしい事物を吾々は吾々自身にも、また吾々の子孫にも、保存するのである。』（一〇）

（一〇） Cite par Massis, *La défense de l'Occident*, Paris, 1927, p. 108.

ボルシエギズムが支配を得るに至つたのは、この長い間の惡狀の結果なのであつて、既にその成功前からして、匡正を必要とする誤謬の淵源が積もつてをつた。その中流にあつて、ボルシエギズムは驚嘆すべく準備せられたのであつた。そしてその現るるや、恰もモンスターのごとくであつたのであるが、而もその最も純粹に現れたのは、數多い他の事項中よりも、就中親族關係においてであつたと、シャブレ氏は敢て謂つてをる（一五一頁）。

而して今次の革命においても、革命家を動かした中心の力は強い宗教心であつたことが、特にシャブレ氏の強調する點である。ボルシエギズムは他の宗教を生まむがために、既存の宗教を殺さむと欲したのであつて、彼れ等は神なしに、そして同時に古い傳統を破壊して、新らしい道德を起こし、新らしい社會を建てむとしたのであつて、宗教並

に過去に對する憎惡は、婚姻に關するコムニストの立法中に、最も明白に現れた（一六頁）。又た家族はボルシェビストの眼には危險である。何となれば、家族は革命的理想の信仰とは調和しない神祕を伴つてをり、即ちそれはキリスト教の產物であつて、その起源においても、又たその性質においても、レニンの教義とは反對する要素を有つてゐるからである（一九頁）。ソヴェトは彼れ等の思想の根柢を打ち明けて表示はしなかつた。彼れ等は既存の精神を征服するために、これを蹴飛ばした。そして家族は奴隸であり、屈從であると爲し、子の獨立と、女の解放とはコムニストのドグマであつて、これに反することは刑事上の概念であるとせられた。すべての市民は、その自由に對して行はれた侵害に對し、保護せらるべきものである（*Tout citoyens doit être protégé contre les atteintes portées à sa liberté*）といふモーターが、即ちそれである（二二—二頁）。

此處に再び、前にニヒリズムが働いたのとは別な意味における、しかし傳統を打破することにおいては全くその轍を一にするところの、親子の分離と、婦人の解放とが、行はれたのであつた。そして家族制度は破壊せられてしまつて、家族の屬員に統一を與へ、放蕩な感情に限界を置いたものは、自然法（*droits naturels*）より外には何者もないことになつた。當時ロシアにおいて支配してをつた狂的紊亂の狀況は、度度旅行者によつて描寫されたところであつて、今更反覆する必要のない程である。傳統的道德は、唯だプロレタリアの解放のために正當とせられたが、その餘においては全く忽諸に附せられた。然るに終には、ソヴェト政府自身がその新らしい社會と道德とを怖れ出すやうになつた。政府自らその新道德の犠牲たらむとする危懼を生じたのである（二三—七頁）。その間に前に紹介したごときソヴェト立法が行はれて往つたのであるが、これについて特に注目すべきことは、ソヴェト政府はその新法典を

もつて、國民の改宗運動の道具に使つたといふこと、及び新法典が實質的には次第に古い傳統を取り入れて往つたといふこと、これである。蓋しソヴェト立法者は最初からして行政機關に司法權行使の餘地を與へ、これによつて編纂された法典と共に裁判所の自由裁量の分野を擴張すること、行政權の司法的職能によらしむることが、革命家の立法的領域における本來の主旨であつたのであつて、その規定自體は、原則として、*a priori*に宣告せらるべきものはなかつたのである。かくのごとき方針において革命精神を宣傳することは、最近の法典にまで引き續いてをり、即ち一九二七年の法典も猶ほその革命精神の不變且つ決定的な表白として考へられてをる。かくしてレニニズムは一の統治系體としての存在の争ひがたき功績を獲得することになつたのであつて、吾人はその實現に驚き、これを批評することは容易だが、これを評價することは不可能であると、著者シャプレ氏は述べてをる（五二―五頁）。

如何なる規定がこれらの新法典に含まれてをるか、次項以下において觀たいと思ふが、著者がソヴェト法律の全般的説明を與へたのち、本書の結論として述べてをるところを、此處に紹介して置くことは、有意義であらうと思ふ（三五五頁以下）。――

著者は言ふ。『ソヴェト法典は、契約自由(*liberté contractuelle*)と、及び意思の自治(*autonomie de la volonté*)との上に立つてをる。同法典はもしもベルグソンの言葉を信じて謂ふならば、フデンスが嘗て知りたる最も偉大な形而上家たるトメイン・ド・ビデンに由來する精神學派の延長である』（三五六頁）。――『ソヴェトはこの（精神的）傾向をばその立法の條文において、極度に裁可し施行した。彼れ等は狂熱をもつて、舊い諸原則を抹殺するために行動した。彼れ等は家族の權威を破壊するために、彼れ等の權威を使役した。彼れ等はこれによつて眞實の政治的必要に

答へたのであつて、其處に吾人は彼れ等の法典の根柢における、その唯一の存在の理由に觸れるのである。（改行）

ボルシ<sup>ニ</sup>ギストの社會改革は、その實においては、全く單に個人間の完全なる平等を確保することを目的とするのではなく、しかし個人の絶對的尊敬を目的とするのであつて、即ち權力の尊敬が存在するのである。（三五六―七頁）。

——『然らば、この親族法典の全體からして、それは捨て去らるべきものであらうか。否、疑もなく否。第一にその後見及び保佐の組織は、何の匿すところなく、スズドにおける慣習であつたものの寫しであることを、吾吾は證明した。わが立法者は後見人、保佐人、及び親族會について、司法的並に行政的の永久の統制の機關を設置し、この機關をもつて社會を代表し、巧みに國家が無能力者の排他的利用においてその權力を用ゐる狀況に置かむと欲するのである。吾吾は同様に尙ほ他の祝福すべき規則を指摘しうる。配偶者は婚姻を締結する前に、彼れ等の健康狀態を報告することを要すとし、女子の婚姻年齢を十八歳と定め、妻は夫の國籍に従ふことを要せずとし、婚姻に對する兩親の同意を不要とし、扶養義務の關係を決定するために定められた―迅速且つ實際的な手續のごときが、それである。（改行）これらの規定の批評は暫く措いて、これらの規定の背後には、一の大原則の存在することを忘れてはならぬ。その大原則は法典の全般を支配するものであつて、即ち家族の上への國家の優越權これである。（三六一―二頁）。

以上を要するに著者シャプレ氏の新ロシア親族法に對する概括は、古い傳統的權威を破つて、新らしい、個人の絶對的尊崇を標榜した國家の新權威をば確立せむとする目的から、書かれたものであるといふに歸する。この見解が果して正鵠を得てをるか否か、それについて吾吾は、少しく規定の内容について、觀察しなければならぬ。

## 第二項 婚姻

(一) 婚姻については先づその一般的考察が、著者シャブレ氏によつて行はれてをり、特に古代の女子の卑賤な狀況が詳しく説述されてをる。しかしこれを體系的に觀察すると、原始法以來單純野卑であつた時代と、ニヒリズムの影響を受けた時代と、革命以後の時代との、三期に劃するが、適當のやうに見える。

傳統的家族制度の下におけるロシアの女子は頗る劣等な地位に置かれ、妻も娘も絶対にその家長の專制權に服従してをり、家長は屢ば狂惡な暴君的行動を加へた。若い娘は決してその押し込められてをる室から出ることができず、彼の女等の精神は養ふことを許されず、彼の女等はその固有の美を知らず、すべての精神的なものを知らなかつた。ロシア女にはロマンスはなかつた。騎士道も、社交も、禮儀も、凡そ西歐の社會で華を飾つた慣行は、ビエル大帝までは嘗てロシアには現れなかつた。彼の女等が結婚するといへば、その結婚なるものはまた、社會生活における女子の地位の低いことを證明し、實演する手段であつた。女子は結婚によつて、その幸福を夢み、その人格を信ずることを許されない。女子は今迄在つたと同じやうに、今後の月日を送らねばならぬ。結婚は女子を一の奴隸から脱して、他の奴隸に移らしむるに過ぎなかつた。當時の結婚は眞實の賣買であつたのである(六九—九六頁)。

婚姻の方式は、古い慣習の支配してをつた永い間を通じて、慣例によつて生じた神聖な儀式が行はれ、當事者は忠實にこれを守つてをり、キリスト教が入つてからも、一般人民はこの舊慣を捨てなかつた。十二世紀に至る迄は、致

會によつて結婚式を擧げたのは貴族位なものであつた。その後次第に寺院法 (*droit canonique*) の影響が及び、人民は終には寺院の媒介を受け入れたけれども、十五世紀の初めには、再び純粹な民事的結合を有効と認むるに至つた。しかしイヴン・ワヅリエギッチ帝は正當の婚姻及び子の嫡出のためには、宗教的儀式が必要であるとし、そして正教會がその儀式を行ふ特權を持續して、舊法時代の全般に及んだのであつて、スゾドも教會に婚姻に關する管轄權を與へてをり、これをもつて結婚の法律上の形式と認めた (一五七—八頁)。

然るに、始めて女子に慈惠を與へたものは、ピエル大帝の改革であつた。これによつて女子は大に利益を受けたのであつたが、教養ある階級においては、最早女子はその正當な地位を辱しめられることはなくなつた。しかしそれは特殊の階級に限つたことであつて、一般に農民の間においては、最近の女子解放に至るまで、依然として古い風俗は變はるところがなかつた。女子は家に在つては父權に苦しみ、嫁しては夫の桎梏の下に惱んだ。そして父權の制度は非常に不便なものであることが現れ、また夫の專制も維持することが困難になつて、一八五三年には女子を閉居させるために、體刑をもつて壓迫しなければならぬ程であつた。かかる情勢に對して、或る婦人連は眞實道德的自殺としてあきらめ、愛することによつて寂寥を慰めむとしたが、しかし多數の女達は、苦痛を忘れるために、禁ぜられた祕密の快樂を追うて走つた (一二二—六頁)。

特にニヒリズムが勃興するに及んでは、婚姻制度にも重大な影響を與へないでは措かなかつた。その最も顯著なものは、前に一言したところの、自由戀愛並に擬制婚姻の思想であつた。ニヒリズムは國民の氣分を不可思議的に變化せしめ、偶像を投げ捨てて、舊い原則を破り去ることが、人道の要求であると爲し、卑俗な現實主義を鼓吹して、無

節制に本能的感情に従ふことが、自由であると宣傳した。かかる狂想の趨くところとして、終にはジョージ・サンドの描くがごとき、嘗て家族に行はれた自由戀愛をもつて、神聖であるとするまでに至つた。これと奇異なる對照をなすものとして、「抹消説」(„devegondage“)が教會によつて推奨せられたのであつた。そしてこの奇怪な抹消の方法で、男と女とが度度結婚し、結婚した後で、恰も結婚しなかつたと同じにするのであつて、これが即ち擬制婚姻である。甚だ理解するに困難な制度ではあるが、甚だ屢ば行はれたものであり、女子がこの方法を取る原因も種種であつて、チ・ル・ニシエウスキの作品にも書かれてをる(一一五―一六頁)。

かくのごとき紊亂の景色を経て、完全に婦女子を解放したものは、實に一九一七年の革命であつた。すべての市民は、その自由に對して行はれた侵害に對し、保護せられねばならない。これ既述せる革命家の宣言であるが、この宣言は眞實において、女子と小兒とを解放せむとする制度の勝利を示すものである。そしてその新制度の目的は表面的な自由と解放とによつて却つて犠牲者を出すに至つた原因を、征服せむとするに存したのであつて、この目的のためには、自然(la nature)が必要なる指導を造つたのである(一)。かくて一九二三年の法典においては、婚姻の形式は非常に單純化され、特に同法典の最も主眼としたところは教會と國家との絶對的分離であつて、教會の手による宗教的婚姻を廢止し(一三)、民事上の婚姻を確立するに至つた。しかし同法典においては婚姻は尙ほ要式行爲(contrat solennel)であつたが、その方式は著しく簡略せられて、當事者は戸籍吏の面前に現るを要せず、單に書面又は口頭をもつて配偶者とする意思を表示するをもつて足るとした。一九二七年の法典も同じ婚姻改革の方針を續けたが、更に舊法典の保存した形式主義を廢止して、婚姻をもつて完全なる諾成契約(contrat consensuel par excellence)

たらしめた。夫婦關係は絶対に意思の合致によつて設定されるのであつて、婚姻と concubinage とは何等の區別もないものとなつた(二三)(一五八—六三頁)。

(一一) 革命後の婦人解放が、如何に社會の要望であつたかを窺ふべき一材料として、一九二四年のソヴエト會議において、次のとき宣言が爲されてをる。——『ロシアの革命に取つて必要なものは女子である。女子を有つためには、女子をその窺から出でしむることが必要である。女子の利己的な感情と、その母性愛の本能とを打ち壊すことが、必要である。……女子は犬に過ぎない。女子がその子を愛するのは女獸に過ぎない。』と (Cit. par Kolodrirov, Etudes, mai 1926)。

(一二) 一九二三年ソヴエト民法第五條——『宗教的規則に従ひ、及び僧侶の關與によつては、民事的婚姻より生ずる義務は決して設定せられない。』但し一九一七年一月二〇日より前に締結した宗教的婚姻の有効なことは、同法典にも認められてをる (同法第二條)。

(一三) 著者はローマ法の婚姻及びトレント會議(一五四五年—一五六三年)前の寺院法の婚姻を、完全なる諾成契約であるとしてをる(一六三頁)。そしてロシアの立法者はこの諾成婚姻のことを、「夫婦的同棲」(cohabitation conjugale)と呼んでをるとしてをる(同上)。concubinage は法律上の婚姻ではあるが、不完全な點において marriage とは違つた制度である。日本語の妾とか、内縁とか、私通とかいふ言葉を當てることの適否は、改めて考察したい。

一九二七年の民法の下には、最早結果において婚姻と不規則な共同生活との區別はなくなつたのであつて、従つてまた私生兒といふものも、存在しないことになつたのである。要するに男と同棲してをるすべての女が、配偶者又は母の資格に屬せしめられた權利を、要求することができるのである。この結果は亦た立法者も希望するところであつて、たとへそれが少少不正當であるにもせよ、婚姻の値打ちを下げて、長いなり、短いなりに、繼續してをる同棲關

係に、この名を與へるのが、適當であるとしたのである（一六三―四頁）。

（二）婚姻の成立要件に關しては、その一定の形式を必要とするや否やの問題は、既に前段に述べた。その外には登録を必要とするや否やの問題があり、また婚姻の實質要件は何であるかの問題があり、更にその實質要件に錯誤のあつた場合においては、婚姻の成立に如何なる影響を及ぼすかの問題がある。

婚姻を戸籍簿に登録せしむることは、一九二七年の法典に至つて現れた新制度である。一九二三年の法典は上述のごとく、民事婚姻の制度を確立し、その形式を極めて簡略にし、戸籍吏に向つて届け出づることも必要としなかつたのであるが、この法典はその實施後間もなく、實際上不便なことが明かになり、就中一定の形式を具へて、戸籍吏の前に登録せしむる必要があるとして、専ら婚姻の形式に關する改正といふ意味で、草案が作られた。この改正案は種の反對を受け、就中農民の側からして反對の起こつたことは、既に前に一言したごとくである（四〇頁）。だがその改正計畫は實行せられて、一九二七年の改正法典となり、上述のごとく、婚姻契約その者は不要式的合意によつて成立することに改むると同時に、別に婚姻の登録の制度を創設したのである（四四頁）。しかしその登録は決して婚姻の有効に成立するための要件ではなくて、單純に證據方法の便利のために過ぎないのであつて、このことは改正草案において既に然うであつたが（四二頁）、成法となつてからも同様であつて、これ蓋し婚姻を簡略にするといふ一革命以來の方針に應ずるものに、外ならぬのである（一六三頁）。故に登録は強制せられるのではなく、請求しうるに過ぎない。登録をした婚姻と、登録をしない婚姻とは、唯だ證據の點に關しての相異がある丈であつて、後者は事實によつて婚姻の存在を證明すべきものであつて（二五）、證據の問題については前者は確かに有利であり、従つてこれに伴ふ他

の利益、例へば一般をして婚姻關係を知らしむる利益はあるけれども、しかし婚姻より生ずる權利義務については、登録の有無は毫も影響を及ぼさないのである（一六三一六頁）。

（一四）日本民法第七七五條が婚姻は戸籍吏に届け出づるによつて效力を生ずる旨を規定してゐるのを、今日の通説は婚姻の成立要件を規定せるものと解するに反し、私は同條は婚姻の效力要件を規定したものであつて、婚姻その者は慣習上の方式を踐むことによつて成立すると、主張してをる。これは婚姻者であるか否かの問題と、婚姻の效力として夫婦間に生ずる權利義務の問題とを、區別して見解せむとする主張である。然るにシャブレ氏の説明に従へば、ロシアの婚姻登録は、婚姻の成立要件（*validité du mariage*）でもなく、又た私見の意味における效力要件でもなくて、單なる證據方法（*moyen de preuve*）に過ぎないといふことである。これは財産法上の登記について日本民法の採用してをる主義（民法第一七六條及び第一七七條）と同じもので、婚姻について果してこれが適當であるか否かは、立法論として充分に検討しなければならない問題である。

（一五）一九二七年ソヴェト親族法第一一條『婚姻の事實の存在するためには、雙方當事者が互に争ひなく、結合を承認することを要する。』同第一二條『婚姻を登録せざる者は、共に棲息する事實、この同棲の理由としての共同の經濟の存在、及び第三者に對し、信書その他の書類中に、又は事情に従つて、夫婦の關係の現れること、相互の物質的扶助、及び共に子を教育する……等の事實を、證明しなければならぬ。』

婚姻の實質的要件、即ち婚姻が法律上有效に成立するについての要件は、スヅド以來規定せられてをり、一九二三年の法典にも規定があり、そしてそれが一九二七年の法典においては、登録の要件として採用せられてをる。スヅドにおいては、（イ）原則として夫は十八歳、妻は十六歳に達すること、（ロ）配偶者たらむとする者の自由なる同意、（ハ）父母又は後見人若くは保佐人の同意の、三要件を必要とした。これに對して新法の採つた規定は、（イ）婚姻年齢

に關しては、一九二三年の法典はスズドと同じ法定年齢を定めたが、一九二七年の法典は、男女共に十八歳とした（二六）。（ロ）當事者雙方の同意は、一九二三年の法典においては、舊法と同じく、婚姻その者に對して與へらるることを必要としたが、一九二七年の法典においては、婚姻を登録するについて、當事者雙方の同意が必要であるとした。これは著しい改變であつて、その意義に關しては、次段に述べる。（ハ）父母の同意は全く廢止せられ、一九二三年の法典においては、婚姻の有效に成立するために、その同意は必要であり、一九二七年の法典においては、登録の有効なるがために、その同意は不要であることになつた。（ニ）これに反し、一九二七年の法典に至つて新たに附加せられた要件として、婚姻を登録するには、一定の書類を戸籍吏に差し出さなければならない。それは就中當事者雙方からその健康狀態を報告した書面を、添附しなければならないものとした（二七）。

（一六）女子の婚姻年齢を高くしたことは、ソヴェト新法の著しい特色である。しかし事實上の婚姻が有效とされてをるとすれば、婚姻年齢の規定は如何にして維持するべきか、疑問である。尙ほ特別な事情、就中經濟上の事情によつては、男子は十七歳半、女子は十五歳半まで年齢を下げることできる旨の特別規定（*Cirulaire du Commissaire de l'Interieur du 26 fev. 1927*）は、新法後にも效力を持續するごとく見える（參照一七五頁）。又た男子は婚姻と共に行爲能力者となるが、女子は二十一歳までは法定代理人なしには行爲を爲しえない。然らば十八歳以上二十一歳未満の女子は如何にして獨立に婚姻を締結しうるか、疑問であるとされる（一七五—六頁）。

（一七）一九二七年ソヴェト法典第一三二條——『婚姻の登録を爲すには、當事者の本人なることを示すべき書面、登録を妨ぐべき事情（後述）のないこと、及び當事者の健康狀態、就中精神病、性病、及び肺病に關して相互に報告したことの文書上の證明を提出することを要する。同様に又た當事者の各が締結した——登録し又は登録せざる婚姻の度數、並に子の數を申し出づ、

ることを要する。』

更に一九二七年の法典は、婚姻の登録を妨ぐべき、三つの事由を列挙してをる(一八)。従つてこれらの事由の存在しないことが、婚姻登録の實質的要件であると謂へるのである。その事由とは、(i)前婚の存在。即ち公に一夫一婦の制度が採用されてをるのであつて、當事者の何れかに、登録し又は登録せざる婚姻が存在してをると、新たな婚姻を登録することはできない。(ii)當事者の一方に精神病、性病、又は肺病のあること。相手方が精神耗弱、神経病のあることを知つた場合には、登録を要求することができず、性病、肺病の場合には、法律が登録を禁じてをる。(iii)近親關係の存在。直系親又は尊屬親、並に同父同母、同父異母、又は同母異父の兄弟姉妹間の婚姻は、登録することができない(一九)(一七七—八頁)。

(一八) 一九二七年ソヴエト法典第六條。尙ほスヰドにおいては種種な婚姻障礙が認められてゐたが、すべて一九二三年の法典によつて廢止せられた。

(一九) これはスヰドの規則が復活されたものであつて、一八一〇年 *Saint-Synode* によつて提出せられた規則である。スヰドにおいては、精神的親族關係(*parenté spirituelle*)が婚姻障礙として重大なものであつたが、それは革命立法においては、最早問題にならない(一七八頁)。

以上種種な婚姻の實質的要件を具へてゐなかつた場合には、然らばその婚姻は有効に成立するであらうかといふ問題がある。これは一般的に謂へば、その要件の重大性に應じて婚姻の無効又は取消の原因となるべきものであつて、ロシアにおいても一九二三年の法典においては、スヰド以來の規則を受けた——婚姻の無効に關する規定が置かれてを

り(二〇)、生殖無能力、重婚、合意の欠缺等の事由ある場合には、その婚姻は無効であるとした。然るに一九二七年の法典は、婚姻を諾成契約とすると共にその登録を規定し、それと同時に婚姻の無効に關する規定を削除したために、新たに疑問を生ずるに至つたのである。シャブレ氏は婚姻の無効に關する場所では、登録が無効であれば、婚姻は存在しないのであつて、法律が婚姻に與へたすべての效力を生じない、としてをる(二三三頁)。然らば如何なる場合に登録は無効であるかは、全く説明してゐないのであるが、多分登録に必要な要件の一を缺けば、すべて無効となるとするのであらう。しかしそれは極端な説であるのみならず、登録の無効が婚姻を無効ならしむとするは、登録をもつて證據方法に過ぎないとする見解と、矛盾するものである。或ひは一九二三年の婚姻の無効に關する規定が、新法の下においても效力を存續すると、解すべきものではなからうか。暫く疑問としたい。

(二〇) 一九二三年ソヴェト法典第七五條以下。第七五條―『婚姻の無効を宣言する訴は、配偶者、婚姻に關して利害關係を有する者、公權力の代表者からして提起しうる。』第七六條―『婚姻無効の訴は土地司法權に關する規則に従つて形成される地方裁判所に專屬する。』第七七條―『婚姻無効の原因は(i)生殖無能力、但し婚姻無効の訴が、當事者の法定年齢に達したる後に提起された場合、又は子の出生後若くは女の懷胎後において婚姻した場合は、この限りに非ず。(ii)前婚が存在し、配偶者の一方の死亡により、又は離婚によつて解消せず、従つて前婚が效力を存すること。(iii)同意が欲け、又は錯誤又は強迫によつて同意を與へたこと。』第八二條―『一九一七年二月二日より前に締結された宗教的婚姻は、當時規定された要件及び形式に違反した場合には、無効である。但しその無効が親等に基くものであつて、そしてその婚姻がソヴェト法典によつて許されてをる場合には、この限りでない。』第八三條―『無効を宣告した判決は、婚姻の儀式の日に遡つて效力を生ずる。』第八四條―『婚姻の無効を宣告せられた當事者は、一般の規定に従つて、新たな結婚を締結することができる。』

然るにシャブレ氏は、登録を爲さざる婚姻については、登録を爲したものととは全然反對の意見を立ててをる。即ち氏は登録せざる婚姻は、婚姻の事實さへあれば有効であるとする觀點からして、この種の婚姻はすべて要件に拘はらず有効であるとする見解を採り（一八一頁以下）、ロシアにおいては、事實上の婚姻が有効として認められてをり、そして登録の外の他の證據方法によつて效力を主張することができるのだからして（一八二頁）、すべての事實上の婚姻は登録せられたものとするのは、勿論正當でないが、證據方法の違つた二種のカテゴリの婚姻が存在すると、見るべきものであるとしてをる（一八四頁）。そして氏はその結果を頗る重大に考へ、實質的要件を具へざる婚姻、就中、近親婚、多婦婚も、有効な婚姻として成立する餘地があるとしてをる（一八三頁）。しかしこれは恐らくはシャブレ氏の思ひ過ぎであらう。たとへ婚姻の登録は證據方法であるに過ぎないにもせよ、登録を許すについての要件を定めた以上は、要件を具へない婚姻は登録を許さないけれども、登録さへしなければ有効であることは、法律自ら矛盾を教ふるものである。法規は矛盾なく解釋せねばならぬ。現にシャブレ氏も、要件の缺けた婚姻自らの有効であるか否かは、法典には明言してゐないと言つてをる（一八一頁）。然らば尙更のこと、立法者は登録の要件を規定することによつて、婚姻その者の有效要件を指示したものと、解せなければならぬ。故に事實上の婚姻と離も、その登録要件を具へざる場合、又た或ひは一九二三年の法典の無効要件に該當する場合には、法律上無効であつて、單に登録せむと欲すれば登録しうるにも拘はらず、これを登録しなかつた場合において、他の證據方法によつてその效力を主張しうる意味であらう。

かく解するときは、一九二七年のソヴェト立法は、強い反動思想を示すものであると謂はなければならない。シャ

ブレ氏も同法典を評して、『眞實を謂へば、ソヴェトは何等新らしいことをしたのではない。彼れ等の體系は、世界を嘗て行はれなかつた基礎の上に組織せむとする新概念の、成果ではない。それは直接に、古いローマの法から出たものである。較り良きは、それは一層古典的な、一層舊式な、トレント會議よりも前のキリスト教の教理の理念を借用したものと、思はれる。』と言つてをる（一六七頁）。これは主として、同法典が諾成契約主義を採つたことに關する批評であるが、更に近親婚を禁じた規定も、スブドの規則の復活であるとしてをるのである（參照註一九）。これらは元より舊い思想が新しい制度中に浸入する適證として、贊成して良いものであるが、しかし私はそれとは幾分別な意味において、婚姻年齢なり、重婚なり、近籍婚なり、又は最近の科學上の見地から禁止された病者婚なり、それが傳統的制度であると、新たな科學の產物であるとを問はず、これを婚姻の要件とし、法律上の框埒として用ゐたところに、革命立法家の反動的思想が浮動すると、考へるのである。一九一七年の革命の直後においては、すべての傳統的文化が廢棄せられ、恐らくは禽獸狀態に近い自然生活が、最も革命思想に適合した婚姻制度であるとも見られたであらう。それが一九二三年の民法に至ると、少くも婚姻年齢の點に關しては、立法者は早婚を希望せざる意思を明瞭に宣示した。當時のロシアが早婚の弊に苦しんでゐたことは、風俗の紊れたといふ報知と共に、諸方面から吾に傳はつて來たところであつた。然るに一九二七年の改正法に至ると、一層に女子の婚姻年齢を高めると共に、更に數個の重大な實質要件が附加されたのであつて、これによりて人は人類文化の集積たる諸概念を革命思想中に取り入れむとしたので、謂はば自然生活から文化生活へと立て直さうとして努力したのである。而も直接に婚姻の有効要件として規定しないで、證據方法の便宜としての登録の要件としたところに、革命家の思考過程が見られるのであつ

て、單なる公示方法に過ぎないとする名目の下に、一定の要件に適合する婚姻の出現を獎勵せむとしたものである

(三) 婚姻の效力に關しては、妻は無能力者となつて夫權に服従することが、ローマ法以來一般の法制であつて、これに對してフェミニズムの運動の起つたことは、十九世紀における各國共通の情勢であつて、敢てロシアのみに限らないのであるが、就中ロシアにおいては、最近に至るまで舊來の慣習が行はれてをり、巨多の農民及び商人の間に在つては、妻は奴隸として取り扱はれてをり、これに對してはまた、強い婦人論者の反抗が続けられてをつたのである。然るに革命後に至つて、立法者は妻に絶對的な獨立を與へ、婦人論者の主張を何の故障なく、最も大膽に受け容れたのであつて、ローマ法やナポレオン法典の舊い傳統的思想は完全に破壊せられたのである(一八七—九頁)。

スズドにおいては、婚姻の效力として、妻は原則として、夫の有する地位、稱號に附屬したすべての權利並に特權及び名譽を享受し、夫の國籍を取得し、夫の氏を稱し、夫と同一の住所を取得した(一八九—九〇頁)。又たスズドにおいては夫婦間には種種な權利義務を生じ、特に夫婦は相互に誠實であるべき義務を負ひ(二二)、また妻は夫と同棲すべき義務を負ひ、夫が住所を變更せねばならぬ場合には、妻は常にこれに追從しなければならなかつた。然るにこれらのことがソヴェト法典においては、全然撤廢せられてしまつたのであつて、夫婦は互に絶對平等であり、ソヴェト市民として登録せられた者は、婚姻によつてその國籍を變じないのであり、妻は結婚前の氏を稱することができ(二三)、配偶者は各獨自の住所を有つてをり、一方が住所を變更しても、他方はこれに追從する義務はない(三四)。従つて同棲義務もないといふことにならう(二四)。これらの規定の綜合から現れるところは二五、妻の行爲能力は完全に存續してをることであつて、蓋し夫權は最早全く撤廢せられ、且つ夫婦の平等は、家事において最も絶對に支配しなけ

ればならないからである（一九〇—一頁）。

（二一） スズドにおいては、相愛の義務なるものが、法律の規定として置かれてゐた。同法第一〇六條—『夫はその妻を自己の肉として愛し、彼の女と共に良く和合して生活し、これを尊敬し、且つその苦痛を防止し、軽減しなければならぬ。』同第一〇七條—『妻は夫に對し同様の愛情、服従、尊敬を爲し、且つ夫の氣に入るやうに振る舞ひ、且つ家の主婦としての役目において貢獻を示さなければならぬ。』

（二二） 一九二七年ソヴェト法典第七條—『配偶者は各その婚姻前の氏を守るべき權利を有する。』

（二三） 一九二七年ソヴェト法典第九條—『配偶者の一方の住所の變更は、他方に對し、これに追従すべき義務を生じない。』

（二四） 同條義務は夫婦關係の最も根本的な效力であつて、この義務のないところには、眞の意義における婚姻は成立しない。

ソヴェト法典と雖も、同條の事實及び共同經濟の事實をもつて、事實上の婚姻の要件としてをるのである（參照註一五）。然るに夫婦が住所を異にしうるといふのは異様であつて、別居してゐて可い者が、同條義務を負担するといふことは、考へられないことである。惟ふにロシア民法の主旨は、同條は義務ではなくて、當事者が實際上同條關係を續ける間は婚姻が存續するといふに、在るのではなく。これ即ち事實上の婚姻の思想であらう。

（二五） シャプレ氏は本文に擧げた婚姻の效力に關する規定から綜合して、婚姻の登録は何等法律上の效果を生ずるものでないと、結論してをる（一九一頁）。しかしこれは適當な見解とは認められない。

夫婦財産制に關しては、既にスズド以來分離財産制が行はれてをつたが、ソヴェト法典も、原則として、同じ主義を採つてをる。スズドは非常に洪濶な法典であるにも拘はらず、夫婦の財産關係については、僅かに十條の規定を置いてゐるに過ぎなかつた。そして各配偶者は明白に獨立してをつて、各自その財産を管理する自由を有つてゐた。原則として婚姻は夫婦の間に何等共同の利益の區域を生ずるものではなかつた（二六）。この原則は一九二三年の法典にも

採用されてをり、更に一九二七年の法典にも反覆せられてをる(二七)。そして各配偶者は、婚姻締結前から屬した財産の、所有權を持續してをり、自由にこれを管理し、及び處分することができる。又た配偶者は互に契約を締結することができる(二八)。但し唯一の例外として、相互の婚姻上の權利を減縮すべき結果となる合意は、絶對に無効である。これは主として妻が夫の手に、自己の法律によつて與へられた權利を奪はるることを、妨ぐる目的から出たものと、解せられてをる。一九二三年の法典は、家庭生活における何等の共產制の必要をも豫見しなかつたのであるが、一九二七年の法典に至ると、配偶者相互の同意によつて、共同經濟を行ふことは、敢て妨げないやうであり(二九)、そして當事者雙方が婚姻の進行中に取得したものは、雙方が共同に有するものと認むべき旨を、規定するに至つた(三〇)。これ既に長い間慣習によつて承認されたところを、舊法典が黙してゐたのを、改正法に至つて明言したものであるとされる(一九一―五頁)。尙ほこの共產制は、登録せると否とを問はず、すべての婚姻に適用される旨が、規定されてをる(三一)。

(二六) Lehr, Elements du droit civil russe, p. 42.

(二七) 一九二三年ソヴェト法典第一〇五條、一九二七年同法典第一〇條。

(二八) 一九二七年ソヴェト法典第一三條、參照一九二三年同法典第一〇六條。夫婦相互の婚姻上の權利を減縮すべき結果を有する契約は、無効であつて、相手方は何時にても、その執行を拒絶すべき權利を有つてをり、第三者に對してもその拒絶を對抗しうる。又た夫婦は相手方に對して自己を不獨立の地位に置くことはできない。

(二九) 一九二七年ソヴェト法典第九條。

(三〇) 同法典第一〇條。

ソヴェト法における夫婦關係の最大の特色をなし、殆ど唯一の義務として現れてをるものは、夫婦相互の扶養の義務である。スブドにおいては、夫は婚姻の繼續中妻を扶養すべき義務を負ひ、これに對して妻は絶対に夫の住所に留まるべき義務を負ふのであつて、如何なる理由によるを問はず、妻が夫と別居した場合には、最早夫に扶助料を請求することはできなかつた(二〇〇頁)。かくのごとき夫の地位の優越性を認めた一方的扶養義務は、ソヴェト法典においては全く廢止せられ、そして相手方に對し、及び雙方の間の子に對する相互的扶養義務が、詳細に規定さるるに至つた(三二)。而して夫婦が互に扶養を要求しうべき場合は、自ら勞働するあたはざる場合、勞働の缺乏せる場合、休業のために勞働のできない場合、等であるが、注意すべきことは、この扶養義務に關する規定は、登録しない事實上の婚姻者にも、適用せられてをることである(三三)。

(三一) 一九二三年ソヴェト法典第一一八條乃至第一二八條、一九二七年同法典第一三條乃至第一六條。一九二三年の法典は休業の場合については規定しなかつたのを、一九二七年の法典に致つて補つたのである(二〇三頁)。舊法典第一一九條以下の配偶者の死亡又は死亡宣告の場合、又は不在の宣告をせられた場合、又はその死亡又は不在の配偶者が工業上又は商業上の事業を有した場合における、殘存配偶者の扶養請求權に關する規定は、改正法典においては反覆されてゐないけれども、恐らくはその適用を持續するものと、シャブレ氏は言つてをる(二〇四頁)。

(三二) 事實上の婚姻に適用されるのは、この扶養義務の規定と、前述した夫婦財産の分離並に共同制に關する規定(一九二七年法典第一〇條)の二つ丈であつて、その他はすべて登録した婚姻のみに適用されることが、シャブレ氏によつて明言されてをる(二〇六頁)。さうとすれば、登録は何等法律上の效力を生ずるものではないとする氏の說(參照註二五)は、明かに誤りであつて、或る規定が登録された婚姻にのみ適用されるのは、これ即ち登録によつて生ずる婚姻の效力である。

以上婚姻の效力を説明した後で、シャブレ氏はかう評してをる。——『ソヴェトは婚姻制度を禁壓せむと欲してをるのである。彼れ等はそれを人の全く知らなかつた方法で組織してをる。吾々の立法において、眞實且つ有效な結合によつて、婚姻の利益において配偶者の獨立に對して確保せられた——誠實なる合體は、消え失せたのである。それはこの婚姻に、婚姻といふ定義を與ふることすら、不可能なものである。』と（二〇六頁）。氏の見解するがごとく、ロシアの婚姻には誠實の義務もなく、また若しも雙方に同棲の義務もなく、甚だしきは重婚、近親婚、早婚、病者婚の制限さへもなく、そして單なる扶養の義務のみを唯一の目的とする契約であるならば、それは既に身分上の契約といふよりは、寧ろ一種の財産上の契約であると認むるを適當とすべきものである。しかしながらソヴェト立法者と雖も、誠實なる同棲關係の存在を前提要件として、婚姻の意義を理解してゐるものと思はれるのであり（參照註二四）、また既に論じたるごとく、婚姻に文化概念を適用せむとする努力は、彼れ等にも現れてをるのであつて、少くも改正法の下におけるロシアの婚姻は、吾々の有つてをる傳統的觀念と、さまで極端に背反するものとは、考へられないのである（三三）。

（三三） 婚姻の基礎觀念は性愛的結合であるか、經濟的結合であるか、又は子孫の繁殖を目的とする結合であるか、若くはその數個を併せ目的とするものであるかは、今は全く論究の外に置く。ロシアの親族法が最も經濟的結合とする色彩の濃厚なことは、肯認することができやう。性の解放については今は立ち觸りたくない。子の問題については後述する。

（四） 離婚はロシアにおいては、早くから許されてをり（三四）、スズドにおいても離婚の原因を規定してをり（三五）、而して離婚の手續としては、本來は教會の判決を受けなければならず、當事者の合意のみによつて離婚することは、

禁ぜられてをつた。しかし貧乏のために教會の判決を受けに往くことのできない農民は、慣習によつて認められた裁判所 (Volost) の判決を得て、離婚することが行はれた。そしてこの方法で離婚する者の數は統計上頗る多數に上つた。故にロシアにおける離婚は、嚴格な規則とはいふことができなかった。唯だポーランド丈には、全く離婚を許さない法律が行はれてをつた (二〇九—一四頁)。

(三四) ロシアにおいては、離婚は既に正教會によつて Saint Mathieu の規則として、許されてをつた (二〇九頁)。

(三五) スヴド第四五條乃至第六〇條。

(三六) Volost は慣習法によつて設定された特別裁判所であつて、百ルーブルを超えない額の民事事件を管轄した (一一三頁)。

然るにソヴェト法に至つて、離婚は全く自由なものとなつた。一九二三年の法典は、配偶者の死亡又は裁判所の死亡宣告は、婚姻終了の原因とすることをえ、また生存者間においては、離婚によつて終了せしむることができる。そして離婚は當事者の相互的合意により、又はその一方の希望によつて、行ふことができるものとした (三七)。一九二七年の法典においては、死亡又は死亡宣告によつて、婚姻を終了せしめうることは、舊法典に同じく、生存者間の場合には、離婚といふ語を避けて、當事者の相互的合意により、又はその何れかの一方的希望によつて、終了せしめうべきことを規定した (三八)。離婚の手續は、一九二三年の法典においては、原則として裁判によることを必要としたが、裁判所は何を裁判すべきかが問題であり (三九)、眞實においては離婚は自由であつて、唯だ同法は婚姻についても形式主義を採つてゐたために、離婚に關しても形式上裁判を必要としたものと思はれる。然るに一九二七年の法典では、簡單にこの形式を廢止し、そして婚姻の消滅したことを、戸籍簿に登録すべきものとした (四〇)。婚姻の效力は、この

登録を爲しうることの外には、婚姻者相互間、並に子の扶養義務の問題がある丈であつて、その外にはソヴェト法律は、共有財産の分割についても、又はその他の點に關しても、何等の規定するところがない。これ個人の解放のドグマに忠實なるがためであらう（二二五—二八頁）。

（三七） 一九二三年ソヴェト法典第八五條—死亡又は死亡宣告、第八六條—離婚、第八七條—離婚の合意又は一方的希望。

（三八） 一九二七年ソヴェト法典第一七條—死亡又は死亡宣告、第一八條—合意又は一方的希望。

（三九） 一九二三年ソヴェト法典第八五條の解釋上、裁判所は何を爲すべきかについて、一九二六年四月三〇日のバザ法院の判決があつた（D. P. 1927, 2, 1）。シャブレ氏はソヴェト立法者の眞の目的は、當事者の合意の缺けた場合に、裁判所をして關與せしむるにあるとしてをる（二二三頁）。

協議上の離婚には耳目を慣らされてをる日本人にも、一方的意思による婚姻の廢止は流石に奇抜である。而も何等の法定原因を具ふることを要せずして、全く自由意思によつて、何時でも夫婦を廢めて可いといふのであるから、婚姻が委任と同列に取り扱はれてをるのであつて、戀愛至上主義者の天國である。一九二三年の法典が裁判の形式を採ることを必要としたのは、恐らくはこの驚くべき切開術に對し、國民の傳統的感覺を鎮靜せしむるための麻醉劑であつたらうと、想像される。一九二七年の改正法に至つて、その不合理な欺瞞手段を廢止したといふまでである。此處において、婚姻は何時にても一方的意思によつて自由に廢棄しうるものとなつたのである。シャブレ氏は個人の意思は必要でないとして、『婚姻は事實上の關係によつて設定せられたのであるから、その關係の消滅は、配偶者が最早結婚せざることを、説明する。』と言つてをる（二二三頁）。これは法律論としては酷評ではあるが、實際においては、

當事者の何れかが止めてしまひさへすれば、最早婚姻者ではないことにならう。

### 第三項 親 子

(一) 舊來の慣習に従へば、子は父權の奴隸であつた。家父の權力はその妻におけると同様に、その子に及び、子は完全なる忍従をもつて父の規律を受け、打擲に甘んじ、何等の留保なき屈抑に服せなければならなかつた。苟も家長に對する尊敬を缺くことは、これ神に對してなされたる罪惡であり、冒瀆であつた。子は自分自ら家長となるまでは、この制肘に甘んぜねばならなかつた。しかしそれは息子のことであつて、娘に至つては、前に述べたごとく、家に在つては父の權力に従ひ、嫁しては夫の權力に服せなければならなかつた。男子も女子も自己の好みによつて結婚することはできなかつた。それについては依然父の選擇に従はなければならなかつたのであつて、この點についての父の權威も亦た、他の問題におけると全く同様に、絶對的であつた(八一—三頁)。然るに十九世紀の婦人問題が旺盛となるに及んで、それは一層に甚だしく親子間の關係に影響し、親子の智能的分離となり、新舊の二つの時代人の間に、深く溝を穿つことになつた。父は子を教育に出すことを怖れ、子は父の横暴に對して愛情を冷却し、家庭は冷やかなものとなり、父の家を狭く感ずるやうになつて、孤り感情の趨くに任せて、ユートピアへの空想に耽つた。父は依然として無理解を續け、傳統を神聖のものとして、子の屈従を強ひ、自己の不自然なる利己心を満足せしめむと焦つた(一二七—九頁)(四〇)。

(四〇) シャプリ氏は當時の家庭の不和合を示すべき例證として、ドストイェフスキの「死の家の記念」オストロウスキの「真理の勝利の機會」及び「こんな小さな……」ボルキの *Machtchane* から章句を引用してをる。

かくのごとき情勢において、革命は實に容易に青年を捕へたのである。ニヒリズムや、人道主義や、社會主義がその説教に利用され、其處では古い權威は塵埃中に捨てられた。青年等は遠い過去から來たすべてのものを承認するを拒んだ。家の内部には時效に罹つた思想が支配してゐるとし、自ら奴隸から免れなければならぬとした。若者達は革命のイデオロギーに征服されて、自らすべてのものを支配せむと欲した。彼れ等自身の行爲をすべての世間の上に實行せむとしたのである。彼れ等の方から、自分達よりは遙かに後れてをる親共に、往くべき途を示さうとしたのだ。彼れ等は最早、その時までには忠實に父から子に傳へられて來た慣習の、相續人ではなく、古いものの注意深い護衛者ではなく、その誹謗者となつたのである(一二九頁)。

然らば革命家は如何に少年を感化したかといふに、彼れ等は一方において婦人の解放に熱心すると同時に、他方において子供の教育に努力し、子供を家から乖離せしめて、共同體に信頼せしめ、公の大設備な教育場において、國家の手によつて教育せむとした。これは決して新しい考案ではなく、プラトンにも現れ、十八世紀にはサン・ジュストによつて反響を見たものであるが、この方法によつて、親は不必要なものとなり、子を教育する負擔から免れた。子供は最早善良なる息子たらしむるために教育されるのではなくて、模範的な市民とならしめられるのである。學校は改宗運動の手段となり、コムニストの宣傳の武器となつた。學校で生徒に教育の基本として、ボルシェビクの問答書を教へ、聖者の像を撤廢して、レニンの肖像をもつてこれに代へ、子供の腦中にコムニスト教の中心に對する信仰

を打ち立てやうとした。過去に關しては、何の問題も残らない。子供は自分より前のことを考ふるに及ばない。前には何も存在しないのだ。更に子供の體育を活潑にするため、スポーツと遊戲とを與へ、またロシアの南部にキャンプの仕度をして、長い、長い休暇を其處で費やさせた。これらの方法が的中して、子供の感覺中に個性と獨立とが目醒め、終に父の權威は完全に消滅し、子と父との新たな智的分離となつたのである（二二—四頁）。

かくのごとくにして、傳統的家族制度は、ロシアにおいては全く破壊され盡くしたやうに見えるのであるが、しかし子に對する扶養の義務は親が負擔しなければならぬことは、前項の説明から現れるところであり、更に子の監護のためには、傳統的な後見及び保佐の制度が採用されてゐることも、第一項の總説中に述べたところである。如何に過去を否定したからとて、子は自己を第一原因として存在するところの、社會の子であると看做したからといつて、子供が突如ユートピアの眞中へ産み落とさるゝことはできないのであつて、必ずや子は傳統的社會に生まれ出で、傳統人の手によつて哺育せられなければならない。その哺育設備は假に全く傳統を超越したものであるにもせよ、その設備を運用する人は、傳統を傳へ、傳統から生まれた現代人なのだからして、その運用中には必然傳統が蘇らざるをえないのである。それが終には法律機構となり、社會設備その者となるのだ。私達は以下に、革命家の破壊思想が、如何に親子關係を改變したか、そしてまたその改變の間に、如何に傳統的思想が復活して往つたかを、檢べて見たいと思ふ。

（二）子を嫡出子、私生子、及び養子の三種に區別することは、多數の立法例に共通な傳統的制度であつて、最近に至つて、私生子の法律上の待遇に關しては、盛に問題を惹起するやうになつたけれども（四）、しかしこの三種の區

別を維持することは、今ま尙ほ一般に行はれてをる。

(四一) 私生子問題は特にフランスにおいて、盛に論議されてをるところであつて、シャブレ氏もそれについて略説してをる  
(二三六―七頁)。

ロシアにおいても、嫡出子、私生子の區別は認められてをつたが、スズドは甚だ嚴格な主義を探り、血統に附着してをる權利を享有する者は嫡出子に限り、私生子は單に婚姻外の子といふ名で、その種類を列擧されてをるに過ぎなかつた。それは、結婚しない者の間に生まれた子、姦通した妻の生んだ子、夫の死亡又は離婚の後三百六十日を超えて生まれた子、及び裁判所によつて無効を宣告された婚姻から生れた子であつた(四三)。尙ほ婚姻中に生まれた子であっても、夫が絶對に生殖無能力なことの證明せられた場合には、これを私生子と宣告することができた(四三)。この列擧の外には、スズドは父と私生子との間の權利義務については、一言もしてゐないのであつて、勿論父の搜索は許さなかつた。原則としては私生子は父も母も有たなかつたのであつて、父母の氏を稱することも、相續することもできず、又た父には、或る例外の場合を除く外は、私生子を扶助する義務もなかつた(四四)。尤もこれらの規定は貴族階級のみに行はれたのであつて、農民の間には慣習が忠實に守られてをり、それによると、スズドとは反對に、私生子は父によつて認知され、又は養子とされることができ、又た父母の婚姻によつて私生子は嫡出子たる身分を取得したのであつて、この最後の方法は慣行上屢ば行はれた。父は私生子を扶養するために、一定の現物又は金額を母に支給すべき繼續的義務を負うてをつた。然るにこの父母の婚姻によつて嫡出子となる慣習は、後に一八九一年の法律によつて採用せられて、スズド中の一規定となるに至つた。又た一九〇二年の法律では、非常に私生子の保護を擴張するに

至つた。即ち母は私生子の上に親權を行ひ(四五)、子の一身及び財産に附著するすべての權利を有つてをり、子は母の財産の上に相續權を有つた。しかし父の財産を相續する權利はなかつた。更に一度嫡出子たる身分を取得した私生子は、その後婚姻が無効又は取消となるも、決してその資格を失はないものとされた(四六)(二三八―九頁)。

(四二) スヰド第一三二條。

(四三) スヰド第一三四條。

(四四) その例外的に扶養義務を負うた場合は、例へば、*concubinage* と宣告された場合、母を強姦した場合、結婚が不法行爲の原因によつて無効となつた場合のごときである。

(四五) 母が私生子の上に親權を行ふことは、前にもベテルスブルグ法院の判決によつて認められたことはあつたが(*Journal Juridique*, 1870, nr. 313)、法律には明言されなかつた。

(四六) バルチック諸州には、スヰドとは別な特別法が行はれてをつた。

これによつて見ると、ロシアにおいては、最初法律は私生子を酷遇してをつたのであるが、慣習は必ずしもさうではなく、そして法律においても、次第に私生子の地位の改善が企てられてゐたのである。更にソヴェト法に至ると、俄然として舊制度を捨て、親子關係は専ら眞實に基き、實際の事實に基き、眞正の起源に従つて定むべきものとした(四七)。この變革は二つの意味において非常に重大な改則を含むのであつて、その一は嫡出子と私生子との區別の撤廢であり(四八)、他の一は婚姻關係と親子關係との完全なる分離である。蓋し事實に基いて親子關係が決定せられる以上は、婚姻中に生まれた子と雖も、必ずしも婚姻から生まれたものとすることはできないし(四九)、また婚姻外において生まれた子と雖も、事實の前には、事實に従つて親子關係を決定する主義からは、敢て婚姻から生まれた子と區別す

べき、理由がないからである。この大變革の結果として、婚姻中に生まれた子は夫の子と推定するといふ傳統的な原則(五〇)は、全く打ち破られることになつたのである(二四四—六頁)。

(四七) 一九二七年ソヴェト法典第二五條—『子と親との相互的權利は、血統(consanguinity)によつて定まる。兩親が婚姻の状態に在らざる者の子は、婚姻の状態に在る者から生まれた子と、同一の權利を享有する。』一九二三年同法典第一三三條はその一部として、これと同じ規定を含んでゐた。他の部分は一九二七年の法典によつて廢止せられた。

(四八) シャブレ氏はこの區別の撤廢を評して、『嫡出子が私生子を併合するに至つたと謂ふよりは、寧ろ私生子に排他的存在を許すために、嫡出子の方が完全に消滅したと考へる方が良い。』と言つてをる(二四五頁)。みんな私生子になつてしまつたのだとするのである。

(四九) これ程思ひ切つた改變は、性の解放といふことを思想の根柢に置かなければ、出来ないことである。シャブレ氏は曾に姦通が犯罪でなくなつたのみならず、婚姻自體が最早誠實の義務を負はなくなつたのだからして、このこと(嫡出子の推定の撤廢)は利巧な遣り方であらう。』と評してをる(二四七頁)。

(五〇) スヴド第一一九條にも、婚姻中に生まれた子は嫡出子と推定し、婚姻締結後餘りに早く生まれた子は、夫が否認せざる限り同様とし、又た夫の死亡又は離婚後三百六十日以内に生まれた子も、同様としてをる。

事實に従つて親子關係を定めることになると、子は必ず父及び母を有たねばならぬのであつて、父又は母のない子といふ觀念は、全く撤回せられることになる。だがしかしその眞實の父又は母は如何にして定むるのか。此處にソヴェト立法者は實際上の一大難問に遭遇することになる。法典は父及び母の何人であるかを、子の出生届中に記載すべきものとしてをる(五一)。しかし父にはその届出を爲す義務はないのであつて、子の父が何人であるかを宣言するは、

母に課せられた特別の問題であるとされてをる(五二)。かくして父として記載された者が眞の父でない場合には、子からも、眞の父からも、またすべての利害關係人からしても、眞の血統を主張することができると、編纂者ゴイシバルグ氏が言つてをる。反對にその父として記載された者からも、これを拒否することができる(五三)。そしてその結果は裁判によつて決せられることになつてをるが、かくのごとき裁判が眞實を發見するに至難であることは、想像するに難くないところであつて、多くの場合においては、證據不充分に終はる外はなからう。

(五一) 一九二七年ソヴェト法典第二六條。

(五二) 一九二三年ソヴェト法典第一二〇條—『子の利益を護るために、母は懷胎中又は子の出生後に、自己の住所地の戶籍手續の記載を司る地方官へ、子の父に關する宣言を、その父の氏名、住所、國籍を指示して、提出する權利を有する。』

(五三) 一九二七年ソヴェト法典第二九條には、父と稱せられた者から、一年内に母の宣言に對して反對を申し出でた場合につき、同第三〇條には、子の出生後に母から親子關係の設定を請求した場合につき、裁判の行はれることを、規定してをる。

その結果たるや、まことに知るべきであつて、現にロシアにおいては、自由が人間の感情を放恣ならしめ、女子は同じ男子から子を産まず、男子は同じ女子の侶伴ではなくなつた。家庭といふ細胞は最早毎に同一の分子によつて組織せられなくなつて、男は一の細胞から他の細胞へと移り廻り、誰もが父としての負擔を免れやうとする。女は孤獨に棲み、その子は首枷となつた。婚姻的家族の雰圍氣は消え失せた。かくして年年に小兒殺しが増すばかりだといふ(二五四—五頁)。惟ふにこれは革命立法家が傳統を捨てむとして、捨て損なつた結果である。子に父母のあることは、傳統的家族制度において涵養せられたる觀念なのである。それを革命家は家族制度を破壊しながら、子に父母あ

らしめうとしたことが、間違ひの本となつたのである。彼れ等が革命思想を徹底させうとならば、子を全く父母から離して、名實共に社會の子とすべきである。さもない限りは、次第に傳統的家族制度へと後戻りをするだらう。シ・ブレ氏は今日のソヴェト法制の下においても、既に裁判所によつて有權的に親子關係の設定を宣告しうることを、認めてゐるやうである（二五三頁及び二五四頁）。もしさうとすれば、これ一種の法律上の親子關係であつて、嫡出子の推定と大差なき制度である。故に若しこれを正しい解釋とせば、吾吾は此處にも革命制度の中に傳統的精神の流入を見るのである。

次に養子制度に關しては、原始的にはロシアは各階級に従つて、種種な規則を有つてをり、スズドは長い間その何れを採用するとも、決定しなかつた。初めて養子についての基本法の出來たのは一八九一年のことであり、それが一九〇二年の法律によつて改正せられて（五四）、爾來各階級を通じて統一した養子法が行はれ、その規定の内容は、大體フランスの制度を繼受したものであつた。この法律に従つて爲された縁組は、革命後においても、有效と宣言されたのであるが、しかし同時に、新民法施行後は縁組を禁する旨が、規定せられた（五五、二八三―四頁）。

（五四） 一八九一年三月一二日の法律を、一九〇二年一月三日及び一月一六日の法律をもつて改正された。これに従ふと、養親は少くも三十歳で、そして養子よりも十八歳以上年長でなければならぬ。養子は嫡出子と同一の權利義務を有する。養子は養親の財産を相續するが、しかし實父母及び實方の親族の財産の上にも、相續權を失はない。養子と養方の家族との間には、何等親族關係を生じない。その他、キリスト教徒と非キリスト教徒との間の縁組は禁ぜられた。養子は原則として養方の氏を稱するが、實方の階級が上の場合には、さうでない。

（五五） 一九二三年ソヴェト法典第一八二條―『過去において爲された縁組は、その效力を存續し、養子と養親とは出生による

親族と同一に取り扱はれる。』 同第一八三條——『新法が效力を發生する日以後は、最早家族たると他人の子たるとを問はず、養子とすることを許さない。これに反して行はれた縁組は、養親並に養子に對し、何等の權利義務をも生じない。』

ソヴェトが養子を禁じたことは、容易く了解しうるところであつて、その舊來の家族制度を破壊し、眞正の事實に基いて親族關係を設定せむとする主意からは、擬制的血續關係を承認することは、その本來の目的に反すると、謂はなければならぬ。且つは養子の方法によつて、特別に嚴重な勞働法の規定を免れることを防ぐのも、立法者の志した一つの點であつた。然るにこの立法者の方針を變更することを餘儀なくせしめたものは、實に一九二一年の飢饉であつた。農民からその勞働に使用してゐる小兒を養子とすることを、承認されたいといふ請願が爲され、政府の特に懼れたところは、保護者のない少年が危險に置かれることであつた。そこで立法者もこの學理の維持よりは遙かに緊切な理由に耳を傾けて、養子制度が復活されることになり、一九二六年の特別法が制定されることになつた(五五)。同法が改正民法よりも先に實施せられた譯は、全くソヴェト自ら害惡の進行に對して恐怖したためであり、また農民から發表された明かなる意思に、傾聽したためであつた(二八五頁)。

(五六) 一九二六年一月一日の法律。これに従ふと、養子と爲しうるのは未成年者に限り(第五七條)、後見人となるべき權利を奪はれた者は、養子を爲すことができない(第五八條)。縁組は後見及び保佐を司る機關の處分によつて行はれ、その決定は一般の手續に従つて戸籍簿に登録することを要する(第五九條)。當事者の合意あるときは、養子は養親の氏を稱する。然らざる場合には、家族の氏を稱する(第六〇條)。養子に兩親があり、又は後見又は保佐の下に在る場合には、兩親、後見人又は保佐人の同意を得ることを要し(第六一條)、婚姻の状態に在る者が縁組を爲すには、配偶者の同意を必要とする(第六二條)。養子が十歳以上なるときは、本人の同意なしに縁組を爲すことはできない(第六三條)。

この新たに採用された養子制度は、専ら未成年者の利益を保護する目的を有するものであり、<sup>五七</sup>、養親と養子及びその卑屬親との間に、實の血族親と同様の關係を生ぜしめ<sup>五八</sup>、それと同時に、全然養子の自由意思及びその個性を尊重し、且つ後見及び保佐を司る公の機關をして、縁組に關與せしむる權利を與へてをる（參照註五五）。この新制度は寧ろイギリス法又はクエック法に近いものであるとされる（二八六頁）。

（五七）縁組は養子の利益のために行はれるものであるからして、またその利益のためには、縁組を取消することが、許されてをる。一九二六年ソヴェト法典第六六條―『何人も子の利益のために必要あるときは、訴訟手續に従つて、縁組の取消を訴ふことができる。』同第六七條―『縁組が取消された場合においては、裁判所は子を養子より引き戻して、後見及び保佐の機關の監督の下に置くべき決定を爲す。また裁判所は養親の計算において子を扶養すべきことを、命ずることができる。』

（五八）一九二六年ソヴェト法典第五四條―『養子及びその卑屬親は養親に對し、養親は養子及びその卑屬親に對し、血族親と同じ身分上並に財産上の權利義務を有する。』

子の利益のために、養子制度を復活したといふのが、ソヴェト立法者の託言であるやうであるが、それは體の良い口實であつて、親子關係は決して子の利益のためのみに存するものではなく、單に子の利益のためのみならば、他に適當な社會的施設を講ずれば可いことであり、ロシアの農民とても、養子復活運動は起こさなかつたであらう。養子制度は必然的に子の利益のためであると同時に、また親の利益のためである。それは經濟上の理由から出る場合もあらうし、後繼者を得むとする希望に出づる場合もあらうが、常にまた親としての愛情を満足せしめむとする希求を伴つてをる。この希求は或ひは支配慾の變形であるかも知れぬが、これを度外視しては親子關係は成立しないこと、同棲慾を度外視しては婚姻關係の存在しないのと、同様であるやうに思ふ。而してこれらの複合した親としての要求を

満足するために行はれる―種種なる人工的方法(五九)に對し、合法的に法律が效力を賦與してをるものは、前述した親子關係推定の原則と、及びこの養子制度である。それらは共に親子關係の發達に隨伴して生じた―傳統的制度であつて、ソヴェト法典がこの養子關係を承認するに至つたことは、最も明白なる傳統への復歸を物語るものである。

(五九) この人工的方法の種類は此處に説明することはできないが、親子就中父子の證明は非常に困難であるにも拘はらず、日常的法律生活が圓滿に進行する所以は、愛情が親子關係の基調を爲してをるからである。

(三) 親子關係の效力に關しては、ロシアの舊慣においては父の絶対權力が行はれてをり、子は奴隸に過ぎなかつたことを、前に述べた。この舊慣は地方の農民及び商人の間には、忠實に守られてをつたが、しかし幾分づつかはスズドの規定の影響を受けて往つたといふことである(二六一頁)。そのスズドにおいては、父母は子に對して親權を有つてをり、父母の意見の異なる場合には、父の意見が勝つた。父母は子に對して懲戒權を有したが、しかし子の生命を奪ふ權利はなかつた。父母は子を扶養し、及び教育する義務を負ひ、これに對して、子は父母に服従し、父母を愛し、父母を援助し、父母の諫告に従ふべき義務を負うた。又た同法は子の特有財産を認め、而して子の未成年中は、父母は後見の規定に従つて、子の財産を管理すべきものとした(六〇)。

(六〇) スズド第一六四條―親權。父母の意見の相違する場合は父の意見の勝つこと(二六〇頁)は、通説によつて承認されたところである(vgl. Kilbanski, Handbuch, Bd. 1, § 164, Nr. 3)。第一六五條―父母の改良並に懲戒權。第一七〇條―子の生命權。第一七二條―父母の扶養並に教育義務。第一七七條―子の服從義務。第一八〇條―子の特有財産の管理。

これに對してソヴェト法典の態度は斷然たるものであつて、舊慣に對しては勿論のこと、スズドの比較的穩健な規

定に對しても、思ひ切つた變革が加へられた。親權は全く消滅してしまひ、家族を匡正する權利とか、父の名に附著した特色とか、家族から受けた尊敬とか、舊慣又はスズドによつて保障せられてゐたこれらのものは、全く跡を絶つた。そして親子は平等であるとする原則を確立するに至つた。一九二三年の法典には尙ほ十八歳までの男子及び十六歳までの女子に對しては、父母の權利を保障する旨の規定があつたが(六二)、それさへ一九二七年の法典において削除せられた。そしてゴイシバルグ氏は、『親子の相互の關係は同輩 (camaderie) の關係である。』と説明してをる。この結果として、他の立法例においては、親權は親の利益のために與へられるに反し、ソヴェトにおいては、親の權利は専ら子の利益のために行使せらるべきであつて(六三)、換言すれば、それは専ら親の義務に過ぎないのであり、その見地からして、親は未成年の子を監護し、教育すべき旨が規定せられてをる(六三(二六四—五頁))。

(六一) 一九二三年ソヴェト法典第一四九條—『父及び母の諸權利は男性の子については十八歳まで、女性の子については十六歳までの關係につき、両親に對して保證される。』

(六二) 一九二七年ソヴェト法典第三三條—『親の諸權利は單に子の利益においてのみ、行使せらるべきである。』ゴイシバルグ氏自ら他國の親權は、専ら親の利益のためであるが、ソヴェト法は反對である旨を明言してをる (Goisbourg, *Vie économique des Soviets*, 20 mars 1927)。

(六三) 一九二七年ソヴェト法典第四一條—『父又は母は未成年の子の一身を監護し、その教育並にその社會に有益な活動に於ける準備を爲す權利を有する。』

然らば両親が子を教育し、監護するには、父又は母の何れがその事に當たるのであらうか。この點に關してソヴェト立法はフェミニズムの凱歌を書き残したものであり、即ち父と母とは同列に立つてをるのである。然らば若し兩者

の意見が一致しなかつたならばどうするか。その場合には後見及び保佐を司る機關へ赴くべきものとする(六四)。更に同法典に従へば、夫婦は必ずしも同棲することを必要としないのであり、又た夫婦に非ざる者の子も、夫婦の子と平等に子として認められてをるのであるからして、若し兩親が別居する場合には、子の教育監護は何れがその任に當たるかの問題がある。これに對しては兩親の協議に従つて定むべきものとし、協議のできない場合には、一般の訴訟手續に従つて、裁判によつて決すべきものとしてをる(六五)(六六)(二六三頁)。

(六四) 一九二七年ソヴェト法典第三九條。

(六五) 同法典第四〇條。しかし父母の何れが教育すべきものにかにつき、法律の規定のないのに、如何にして裁判所が裁判しうるかは、甚だ疑問である。畢竟これは裁判官に調停の權能を與へたものであつて、シャブレ氏の裁判所の自由裁量と稱ふるものであり(五四頁、參照本評第一項引用)、嚴格なる意味における法の適用ではないのだらう。

(六六) 夫婦が離婚した場合の子の教育に關しては、前に第二項中に略説した。參照一九二七年ソヴェト法典第二二條乃至第二四條。

ソヴェト法典が親子を同列に位せしめてをることは、その財産關係においても行はれてゐるところであつて、兩親は未成年者の子、及び勞働しえざる子を扶養する義務を負ひ、その義務は父及び母の物質上の地位に應じて、衡平に分擔される(六七)。これに對して子も亦た、兩親が國家から扶助されない場合において、勞働能力のない父母を扶養すべき義務を負うてをる(六八)(二七一—二頁)。親子の財産權についても、全然分離主義を採つてをり、一九二三年の法典は、親子は相互に他方の財産の上に、何等の權利をも有せざる旨を規定した(六九)。この規定は一九二七年の法典には反覆せられなかつたが、恐らくは依然として效力を存するものと、シャブレ氏は言つてをる(六九)(二七五—六頁)。

(六七) 一九二七年ソヴェト法典第四二條―『兩親は未成年の子並に窮乏せる勞働無能力の子に對し、扶養を供給すべき義務がある。』同第四八條―『この義務は父及び母の物質上の地位に應じ、衡平なる割合において、分擔すべきものである。』

(六八) 同法典第四九條―『子は窮乏せる勞働無能力の兩親に對し、扶養を供給すべき義務がある。』参照一九二三年法典第一〇三條―病氣又は老年保險の效力として、國家から扶養せらるる場合に關する規定。

(六九) 一九二三年ソヴェト法典第一六〇條―『子は兩親の財産の上に何等の權利を有たない。兩親も子の財産の上に同様である。』シャブレ氏は親子の財産權に關するソヴェトのこの規定は、全くスゾドと同じであるとしてをる。氏はスゾドの親の管理權に關する規定(第一八〇條)は、何等用益權を含むものでないとし、完全なる親子の財産分離がスゾド以來行はれてゐたとする(二七六頁)。

親子の效力に關するソヴェト法典の規定は、大體において日本民法の主旨と同一であつて、父母の權利を平等とする點を除けば、略ぼ吾吾に了解しうるもの許りである。特に親子が相互的に扶養義務を負擔することや、親子の財産が全然分離してをることは、日本民法上明白なところであつて、これを親子が對等であるためと解するよりは、寧ろ子の人格が完全に承認せられたためと解すべきものである。これ近世における法發展の結晶であつて、これに對しては、ソヴェト法の規定にも賛成したいのであるが、私の了解しあはざる一點は、親權は専ら子の利益のために存するとされることであつて、これは他國においては専ら親の利益のために行使されとするゴイシバルグ氏の意見と共に、私の賛成しあはざるところである。吾吾は親權は子の利益であると同時に、親の利益であると解してをるのであつて、これ親子關係が愛情を基調とすることを許容することにより、明瞭に説明せらるべき事柄である。單に子の利益のために過ぎないならば、シャブレ氏の言ふがごとく、それは親の義務であつて、權利ではない。さういふ見解

に立つからして、ロシアの父は子を回避するのであらう。吾吾は先づ親子關係の根本義を説いて、ロシア人に忠告したいやうに思ふ。

## 結　　語

ロシアの新親族法を一讀して、吾吾の第一に感ずることは、婚姻とか、親子とか、後見とかいふ―非常に古い傳統的な制度を維持しながら、それを全く新しいイデオロギーで構成せむとするのが、抑も無理な企てではなからうかといふことである。これらの古い形式の中へニヒリズムなり、コムニズムなり、フェミニズムなりの思想を盛りこめば、それは最早婚姻ではなく、親子ではなく、後見ではなくなつてしまふか、また若くは反對に革命家のイデオロギー―自體が屈曲を受けなければならぬであらう。婚姻から共同生活（偕老同穴）の理念を取り去つてしまつては、それは經濟的共同でもなく、性愛的結合でもなく、また勿論子孫を得るための協力でもないものであり、單なる日常生活の同伴としての意味の同棲關係さへもないとしたならば、果してこれを夫婦と名づけうべきものであるか否か、甚だ疑ひなきをえないのであつて、かくのごとくば、寧ろこれを相互に扶養義務を負擔することを目的とする―財産上の雙務契約であるとするの、簡明なるに如かないと思ふのである。故に私はロシアの婚姻と雖も、同棲關係の存續を基礎要件とするのであり、唯だ法律上の義務として、同棲義務を認めない迄であると解さうとした。ロシアの舊法が配偶者を愛すべき義務を規定したときは、精確なる意義における法律規範ではない。愛情は權利義務の目的でなく、

詳言すれば、それは或る法律制度の基調となることはあるにしても、その制度より生ずる效果たる權利義務の内容とはならない。所謂愛する義務なるものが法律上の意義において形態せられたものが、即ち同棲義務である。それは法律上の義務として構成された概念であるが、しかしまたこの義務をも免除して、それを單なる婚姻の基礎要件として見解することは、必ずしも不可能ではなからう。

しかしロシアの婚姻をこの意義に理解するにしても、何時にても當事者の一方的の意思によつて廢棄することができ、何れかが出て往つてしまひさへすれば、——それに法律上は默示の意思表示の理論が應用せらるべきでもあらうが、——それで薩張りと簡單に片づいてしまふ關係を、果して婚姻と呼ぶことが適當であらうか。加之、その同棲關係の繼續中においても、男女共に自由に、夫は妻に非ざる女に子を産ましむることができ、妻は夫に非ざる男の子を産むことが許されてをる。かかる極端なる性愛論者の主張は、夫婦生活を廢止して、自然狀態に近い野合生活に歸らしむるものであるが、苟も婚姻といふ以上は、普通の契約より以上に、一方的廢棄に關する重大なる事由が、法律の規定によつて定められなければならない。又た子を得ることは、婚姻の主要なる目的ではないにもせよ、子に非ざる子が自由に生まれるといふことは、夫婦生活その者の破壊である。婚姻制度を承認する限りは、少くも他人の子を生まざる、又は産ましめざる義務が、課せられなければならない(七〇)。

(七〇) 私は性の解放の問題には立ち入らぬことに定めたが、假に性の解放を許すとしたならば、避妊法が完全に徹底し、優生學の見地からして子造ると造らざるとが、全然夫婦の自由なる合意によつて行はれる程度の、高い文化に達した後の社會においてでなければならない。

ロシアの新親族法は婚姻といふ古い形式の中に、極端な性愛論者の主張を盛り込まうとしたために、恐ろしく不格好な存在となつたのであるが、必ずやそれは傳統的な婚姻の思想に立ち戻るか、然らずんば實質上婚姻關係が消滅すると共に、親子關係も亦た撤廢さるるに至るであらう。何となれば、親子關係は夫婦生活に伴つて發展した傳統的制度であつて、彼れは性愛を基調とするに對し、是れは親子の愛情を基礎とする關係である。そして共に長い間の文化によつて涵養せられて、兩者は離すべからざる法制度となつてゐたものである。故に夫婦關係を廢止して、親子關係のみを残存せしむることは、傳統的思想からは到底考へられないことである。ロシア民法が夫婦を實質なき名のみのものとしながら、親子については幾分傳統的制度を維持せむとしてをすることは、甚だしき不調和であつて、親子の關係を有效ならしめむと欲するならば、必ず夫婦關係の立て直しをやらなければならなからうし、男女の愛慾を貫徹させるならば、親子は恐らくは禽獸の親子に近い關係に退化するであらう。それは最早傳統的文化に従つての親子概念ではない。

かくのごとくソヴェト法典は新しい思想を古い形式に盛らうとして、跌いてゐるのであるが、これを別な方面から觀察すると、コムニズムの理念を展開するのに個人主義の制度を利用せむとして、破綻を生じてをるものと謂ふことができる。婚姻も、親子も、後見も、殊に養子や、親權や、相續權や、扶養義務や、みなこれらは個人の利益を中心觀念として發達し來たつた制度である。それらの制度を用ゐて、革命の思想の宣傳に供さうとするのであるからして、無理を生ずるのは已むをえないことである。過去の一切を否定して、自らを獨立な社會の一細胞として認識せよといふ教條と、親子關係とは矛盾せるものである。親權又は養子の制度を、専ら子の利益のために實行せよといふの

も、無理な注文である。國家自らが扶養すべき社會の構成員をば、親族をして扶養する義務を負担せしむことは、不調和である。相續權に至つては、到底私有財産否定説とは兩立しがたき存在である。

現在のロシアの親族法はかくのごとく不調和に満ちた一系統の立ちがたい法規である。それが將來において整頓するものとしたならば、多分は新しい思想が古い制度中に吸収せられて、傳統的文化の次の階段を翻すべきものとなるであらう。若し然らずとせば、新思想が全部古い名を占領して、實質的に傳統を食み盡くしてしまふのであるが、それは文化發展の順序として、想像しがたいことである。また反對に、全部古い制度に還元してしまつて、新立法家の努力が悉く水泡に歸するといふことも、恐らくはあるまい。其處に彼れ等の功績がある譯である。吾吾は冷靜に今後のロシアにおける法の動向を見たいと思ふ。